様式第14号(第11条関係)

|  |
| --- |
| 許可番号　　　第　　　　号浄化槽清掃業許可証　　住所又は所在地　　氏名　　(法人にあっては名称及び代表者の氏名)　浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者であることを証する。出雲市長　　　　　　　　　　　　　　　　　許可年月日　　　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日　　許可の有効期限　　　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日　1　許可の区域　2　許可条件　3　許可の更新、変更の状況 |

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。